平成２２年（フ）第６８６号
愛知県碧南市鷲塚町６丁目８番地　県営鷲塚住宅11棟205号
債務者　盛　　民子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月27日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４７号
岡山市北区大供２丁目１番11号
債務者　立花　博昭
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７６号
岡山県瀬戸内市長船町福岡480番地18
債務者　亀山　千秋
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８６号
岡山市南区福田343番地３　アークⅠ202号
債務者　片岡　理絵
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２６８号
大阪市西淀川区歌島３丁目６番２―305号
債務者　岡添　　弘
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８４０４号
大阪市東淀川区東淡路１丁目５番３―1111号
債務者　針幸　眞弓
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８８号
北海道帯広市西18条南５丁目42番地６
債務者　芳形　圭吾
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
北海道帯広市西19条北３丁目26番地２
債務者　熊谷　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６７８７号
東京都江戸川区中葛西３丁目30―７―305
ＭＡＩＳＯＮ　ＮＩＳＨＩＮＯ２
債務者　杉田　　渉
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９５５号
東京都台東区入谷１丁目９―12―301
債務者　三浦　佑介
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後４時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１０６号
神奈川県藤沢市遠藤949番地の６　米山ハイツＡ―201
債務者　原田　聖一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１０７号
神奈川県藤沢市遠藤949番地の６　米山ハイツＡ―201
債務者　原田　秀美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１２７号
神奈川県藤沢市西富574番地の３　ハイツ西原Ｃ103号室
債務者　金目　志乃
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２０３号
横浜市中区山下町124番地１　コーポ元町604号室
債務者　加藤　和輝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０７３号
横浜市戸塚区原宿２丁目38番７号
債務者　中村　順子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５２号
静岡県富士市中之郷1336番地、前住所静岡県富士市今宮633番地の10
債務者　志田　俊子（旧姓棟田）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
静岡地方裁判所富士支部